

東京都生産情報提供食品事業者登録制度 Q & A

東京都生産情報提供食品事業者登録制度について、よくあるご質問にお答えしています。登録申請を検討する際のご参考にしてください。

〔生産情報提供食品事業者登録制度の概要〕

問 1 東京都生産情報提供食品事業者登録制度の概要はどのようなものですか？

(答) 食品の生産及び製造に関する情報を記録し、消費者等からの要望に応じ情報提供している食品事業者と食品を東京都が登録し、その名称等を、東京都がホームページ、プレス等で公開する制度です。

また、登録後、東京都生産情報提供食品登録マーク（以下、「登録マーク」という。）を登録した食品等に表示することができ、消費者の商品選択の参考になります。事業者にとっては自らの取組を表していくことができます。

問 2 問い合わせや登録受付はどこで行っているのですか？

(答) 農林水産部食料安全課と東京都農業振興事務所で、随時、申請を受け付けています。農業生産者の方は、各農業改良普及センターでも受け付けます。

申請書（登録制度のホームページからダウンロードできます）は、都の窓口まで持参または郵送でかまいません。電子申請は行っていません。

問 3 輸入品を扱う事業者も登録できますか？

(答) 輸入品についても登録対象となります。ただし、国内の事業所で輸出元の生産情報について記録保管しており、問い合わせに対して日本語で速やかに情報提供が可能であることが必要です。

問 4 都内の卸売業者に出荷しているのですが、登録できますか？

(答) 都内への出荷と判断できるので、登録できます。また自分の出荷した都内卸業者が、その先どこに出荷しているか不明でも、登録は可能です。

また、登録申請者の出荷先が都内業者ならば、都内に出荷したものが、その出荷後に他県に流通しても登録できます。

問 5 流通販売業者も登録できるのですか？

(答) 登録できます。

問6 レストラン等の外食産業も登録できますか？

(答) 登録できます。

問7 どのような食品でも登録できるのですか？

(答) 医薬品以外の食品で、都内で販売される食品はすべて登録対象です。

問8 健康食品は登録できますか？

(答) 登録できます。ただし、表示等について問題がないことが前提となりますので、事前に東京都等の関係部署で指導を受けてから登録いただくようにお願いします。

問9 一般にあまり知られていない食品でも登録できるのですか？

(答) 基本的には、登録できます。ただし、審査会で食品の登録に馴染まないと判断されれば登録不可となる可能性はあります。

また、知事が必要と判断した場合は、登録受付時に事業者にも面談して登録食品の内容や登録内容が、登録の趣旨に反しないこと等を確認します。

問10 申請時または登録決定時に食品が出回ってなくても登録できますか？

(答) 基本的には、生産計画の段階で登録が可能です。

情報の記録・提供体制を確認できる記録帳票類等で登録審査を行います。審査のポイントは消費者が情報提供先にアクセスした際に生産情報が確認できる体制があるかどうかです。また、農産物等で出荷・消費された後も、登録は継続します。事業者については取組を登録しているので、「このような体制で情報提供できる食品を生産している」ということです。

ただし、加工食品等で、生産計画段階では食品の内容が十分に把握できないと判断されるものについては、製造発売の実績を確認した後に申請を受け付けます。

問11 ネット販売業者は登録できますか？

(答) 登録できます。ただし、ネット販売の場合は、店頭で直接消費者に説明することができませんので、例えば取り扱う食品がすべて登録食品であるかのような誤認を消費者に与えないように記載方法等について注意をお願いします。

〔申請手続きについて〕

問12 正式に申請する前に申請書の記載事項を確認してもらえますか？

(答) Eメール、FAX等で事前に送付してもらって確認することは可能です。内容を確認して、東京都の担当からご連絡します。

問13 申請書はどこで入手できますか？

(答) 登録制度ホームページからダウンロードできます。アドレスは以下のとおりで

す。

<http://www.seisanjouhou.metro.tokyo.jp/>

(「東京都 生産情報」で検索)

東京都農林水産部食料安全課でも配布しています。

問 14 費用はかかりますか？

(答) 審査・登録は無料です。

問 15 登録申請は申請書を提出すればいいのですか？

(答) 定められた様式の申請書と添付資料の提出が必要です。添付資料は生産情報を記録した帳票の写し、登録申請する食品全体や表示部分の写真等が必要です。詳細は東京都生産情報提供食品事業者登録制度実施要領（以下、「要領」という。）を参照してください。

問 16 複数の事業者を取りまとめた申請は可能ですか？

(答) 複数の事業者を一括して申請いただくことが可能です。申請者が集団の場合は構成員リスト、複数事業所を登録する場合は事業所リストを添付してください。

〔登録基準について〕

問 17 どのような食品も申請や審査の手続きは同じですか？

(答) 基本的に同じですが、加工食品等で必要と認めた場合は、登録申請にあたり、事業者と面接して生産情報の記録・提供に関する事以外に、食品の内容等確認することがあります。

また、加工食品等で、実際に販売されていることを要件とする場合があります。個別の事例については、食料安全課にご相談ください。

問 18 流通販売業者が登録した場合、どのようなことをするのですか？

(答) 登録食品を小分けした場合は、「東京都生産情報提供食品」である旨又は登録マーク、識別記号、生産情報の公表方法についても小分けした個々の食品に表示するなど、生産情報を伝達する必要があります。

問 19 登録審査はどのようにするのですか？

(答) 都庁内関係局の職員及び外部の有識者で構成する「東京都生産情報提供食品事業者登録審査会」（以下、「登録審査会」という。）の意見を聞いたうえで登録決定します。審査会は年2回開催します。

問 20 登録後に制度に違反した場合、罰則はあるのですか？

(答) 制度の違反等の疑いがあった場合は、食料安全課で実態を調査し、必要があれば

ば指導、注意等を行います。複数回の指導後も改善が見られなければ、登録審査会で審議し登録を取消して、取消した事業者名とその理由を公表します。

問 21 登録審査会で一度登録不可となったら、二度と申請できないのですか？

(答) 申請内容を検討し、再申請することが可能です。また、登録辞退した場合も、再申請は可能です。

問 22 登録期間はどのくらいですか？

(答) 事業者登録の日から平成 30 年 3 月 31 日までです。登録の変更、辞退は可能です。

問 23 農協等での共選出荷※の場合、登録できますか？

(答) 複数の生産者の情報が混ざってしまうものでも、しっかりした営農指導のもと、同一の栽培暦を使用し、農協等で各生産者の生産履歴を管理していれば登録可能です。

(※共選出荷：複数の農家の出荷した農産物を、選果場（品質、大きさ等で選別する施設）で、選別し、規格ごとに梱包やパックし、出荷すること)

問 24 同一作物を二つ以上の畑（施設）で栽培し、生産履歴が異なった場合、ロットを分けて出荷しなくてはならないのですか？

(答) 複数の生産情報が含まれることをしっかり管理していれば、同一ロットで出荷しても登録できます。

消費者が問合せをしてきたときに、「二種類以上の生産情報のどちらか」ということを明確にする必要があります。まとめる場合は、農薬使用回数等は最小回数と最多回数を情報提供してください。

ただし、含まれる生産情報の数があまり多い場合は、消費者の信頼を損なう恐れがあるので、申請時にご相談ください。

問 25 共選出荷されている農作物などで栽培基準が定まっている場合、栽培基準を生産情報として公表することはできますか。

(答) できます。ただし、栽培基準から逸脱するものについては別の識別記号で出荷するなど、実際の情報を基に公表内容を確定することが原則です。

問 26 農産物は具体的にいつからいつまでを生産情報として記録・提供すればいいのですか。

(答) 原則として、前作の収穫が終了した時点から、当該農産物の収穫終了までを記録・提供してください。

問 27 農薬等、肥料等の情報については、購入した種苗の情報も対象ですか。

(答) 当該農産物に使用したすべての農薬及び肥料が対象となりますので、原則として購入した種苗の情報も含まれます。

ただし、現状として肥料等については把握することが困難な場合もあるため、どうしても分からない場合は対象外とします。

問 28 塩や水を登録する場合、生産情報提供項目は何ですか？

(答) 基本的には加工食品の生産情報提供項目について記録、提供していただきますが、原材料となる岩塩や海水、水の生産情報については、採取者、採取場所、採取年月日、採取方法等となります。

問 29 外食業者が登録した場合、どのようなことをするのでしょうか？

(答) 基本的には流通販売業者と同じですが、具体的には、平成 17 年 7 月 28 日に国が策定した「外食における原産地表示に関するガイドライン」に準じた原材料(メニューの主な原材料、メニュー名に冠した原材料、こだわった原材料等)について登録食品を使用する場合、メニューや店頭等で「東京都生産情報提供食品」である旨の表示又は登録マークを表示するとともに、消費者の問い合わせに応じて生産情報又は生産情報の公表方法等について知らせることが必要です。

〔登録マークについて〕

問 30 登録した場合、登録食品に表示するマークはあるのですか？

(答) 東京都が定めた登録マークがあります。登録された事業者は登録マークを登録食品に表示する以外に事業所や店舗、名刺等に使用することができます。

なお、登録マークを使用する際には、生産情報提供食品登録マークデザインマニュアルの規定に基づいて使用してください。

問 31 登録した場合、登録マークは付けなければならないのですか？

(答) マークの表示は任意です。ただし、要領別表 2 で規定された表示は義務となります。

問 32 登録マークのシールはいただけるのですか？

(答) 登録後、マークのシールを一定数お送りします。不足する場合は随時ご連絡ください。また、マークデザインのデータを CD で差し上げます。印刷は登録事業者ご自身でお願いします。印刷費用も登録事業者のご負担でお願いします。

問 33 登録後に商品のチラシ、新聞広告等に登録マーク、制度の説明等を入れてもいいですか？

(答) 結構です。

〔登録する場合の食品の表示について〕

問 34 識別記号とは具体的にはどのようなものですか？

(答) 食品とその生産情報をつなげるための記号です。どのような記号を使うかは、事業者の自由です。しかし、登録制度では、消費者が生産情報を確認する際に、読み取って問い合わせできる記号でなくてはなりません。携帯電話やスマートフォンのQRコードは可としますが、特殊なバーコード等、特定の機器がなくては読み取れないものだけが表示されているものは、登録できません。

問 35 外箱のみに規定の表示をし、個包装に表示をしない事は可能ですか？

(答) 段ボール等の荷姿のまま、流通する場合は可能です。しかし流通段階で小分けする場合は、そこで情報が途切れることがあるので、なるべく最終的な流通の姿に規定の表示をすることをお勧めします。

問 36 外箱のみに規定の表示をし、個包装にマークのみを表示する事は可能ですか？

(答) 好ましくありません。段ボール箱に規定の表示項目を表示して出荷することは可能ですが、これは、段ボールのまま流通し、小売段階まで行くことを想定しています。

中の個々の包装に登録マークのみが表示されていると、途中で登録事業者でない流通販売業者が小分けをしてしまった場合、登録マークがあるのに問合せができない商品が流通してしまい、混乱を来たします。制度の趣旨をご理解のうえ、中の包装にも規定の表示項目を表示するか、段ボールのままでの流通に努めて下さい。

問 37 登録後に登録食品に規定の表示をせずに出荷してもいいのですか？

(答) 登録した限りは生産情報の記録・提供に取り組んでください。東京都のホームページには、登録事業者の登録食品として掲載されるので、消費者から問い合わせが可能な状態になければなりません。

問 38 制度上の規定の表示については、食品又は容器包装ではなく、伝票や送り状等でも認められますか。

(答) 食品又は容器包装に表示されていることが望ましいと考えられますが、伝票や送り状等へ記載することで、出荷先の事業者や消費者が確実に生産情報を入手することが可能と判断される場合は認められます。また、小売業者の場合は、販売場所にポップ等を掲示することも可能です。

問 39 東京都以外への出荷分についても、規定の表示は必要ですか？

(答) 東京都以外への出荷分についての規定の表示は任意とします。

〔生産情報の記録・提供について〕

問 40 情報提供は委託してもいいのですか？

（答）情報の記録については食品事業者の役割になりますが、食品事業者と情報提供事業者の間に、適切な情報更新等の方法が確立されていれば、委託は可能です。この場合、情報記録者と情報提供者間で委託内容、また正確な情報提供についての責任の所在等、十分に話し合い、情報の記録・提供について確実な体制を確立してください。

問 41 米の場合の情報保存期間はどのくらいですか？

（答）販売後、三年間保存してください。

〔登録制度の畜産物の取扱いについて〕

問 42 豚は、全ての情報を一腹ごとに記録する必要がありますか？

（答）個体の情報管理が不可能な場合、記録は一腹ごとでも豚房単位でも結構です。豚房単位に情報管理を行う場合、概ね 30 頭以内の群で情報を管理してください。

問 43 精肉等で、情報提供可能な部位だけの店頭表示でも登録は可能ですか？

（答）可能です。豚肉や牛肉の場合、個体情報を管理していても、店頭で細切れやひき肉になると登録食品以外のものと混ざってしまう可能性があります。一方、ロース肉やもも肉等、情報管理が販売時まで可能なものもあります。このような場合、登録は豚肉、または牛肉としますが、情報提供できる部位のみで登録食品であることを示し、消費者に情報提供していくことが可能です。

問 44 豚肉等で、店頭で複数の農家の個体が 30 頭以下で混ざる場合、登録可能ですか？

（答）豚房単位で情報が混ざるとは、同一の農家で同一の飼養管理をしていることを前提としています。複数の農家の情報が混ざっては、飼養管理の同一性が担保できないので登録できません。

〔登録制度の水産物の取扱いについて〕

問 45 魚のひらきは生鮮魚介類ですか加工品ですか？

（答）加工品と考えてください。JAS法でも、魚のひらきは塩干品、素干品として加工品としています。

問 46 生うにのビン詰め等はなんですか？

（答）加工食品です。

〔登録制度の普及について〕

問 47 登録事業者はどのようにPRするのですか？

(答) 登録制度のホームページで、登録事業者とその食品の名称等について公開するほか、登録決定時にはプレス発表を行っています。また、その他のPR方法についても検討しています。

問 48 制度の周知はどのようにしていますか？

(答) 生産者や流通・販売業者等に対して、日常的に登録を働きかけるとともに業界紙等への募集広告掲載や現地での説明会を開催しております。また、都内で行われている各種イベント等で消費者に対し制度のPRを行っています。

〔その他〕

問 49 登録後に取組状況等の確認はするのですか？

(答) 制度の信頼性を確保するため、登録事業者に対し生産情報の履行状況について実地調査等を行っています。

問 50 他の制度との関係はありますか？

(答) 東京都は、全国農業協同組合連合会（JA全農）や、茨城県農業協同組合中央会（JA茨城県中央会）、静岡県及び島根県と協定を締結し、「全農安心システム」、「いばらき農産物ネットカタログ」、「しずおか農林水産物認証制度」、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」に認証・登録された事業者が「生産情報提供食品事業者登録制度」に登録する場合の審査・確認業務の簡素化や相互の登録推進を進めています。

東京都では今後も、食の安全・安心に関する審査・認証制度等を実施している団体や地方公共団体等と連携を進めていく計画です。

問 51 生産情報公表JAS制度と関係はあるのですか？

(答) 関係ありません。登録制度はあくまでの東京都独自の制度です。登録によってJASマーク取得等に何らかの影響があることはまったくありません。また、生産情報公表JASを取得していても、東京都に登録されるわけでもありません。